相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市泉町二丁目一三五番地、最後の住所東京都世田谷区赤堤一丁目一四番二二号　被相続人　亡　荒木　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪狭山市大野中二六六番地、最後の住所大阪府大阪狭山市今熊七丁目一八九番地の一　A―七〇四号室　被相続人　亡　吉田ツタ枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル八階　相続財産管理人弁護士　川本　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市山手町四丁目七番、最後の住所大阪府吹田市山手町四丁目七番九号　被相続人　亡　佐南　恕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四　相続財産管理人弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀郡曽爾村大字葛五四番地、最後の住所滋賀県甲賀市信楽町上朝宮一五二九番地　被相続人　亡　天川アサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

奈良県大和郡山市小泉町東三丁目一〇番地一　相続財産管理人　司法書士　中山　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市西平原町五四六番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今金　是員

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

島根県益田市水分町二番八号　相続財産管理人　羽柴　克郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市塩町一丁目一三三五番地一、最後の住所広島県竹原市中央二丁目六番一一号　被相続人　亡　大川　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号　ＮＴＴクレド白島ビル七階　広島総合法律会計事務所　相続財産管理人　弁護士　大迫　唯志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区春の町四丁目一二二四番地一、最後の住所中国　被相続人　亡　木村富貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二日

事務所北九州市小倉北区田町五番二〇号　相続財産管理人　司法書士　中谷　陽子

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年五月二日

一、墳墓等所在地　京都府京田辺市田辺平家二一、松樹家三一、不詳四一、安岡家五五、吉川家六八、不詳一八五、不詳一九五、吉川家二四四、橋本家二八六、岡野家二九七、不詳三四〇、不詳三四七、藤田家五七五

一、墳墓等の名称、区画番号　塚田家二〇、小栗家二一、松樹家三一、不詳四一、安岡家五五、吉川家六八、不詳一八五、不詳一九五、吉川家二四四、橋本家二八六、岡野家二九七、不詳三四〇、不詳三四七、藤田家五七五

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　京都府京田辺市田辺沓脱一五番地　田辺区墓地管理委員長　下村　喜朗

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一〇〇六号　平成二年十二月十三日

㈡　商号　株式会社ＪＴＢトラベランド

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＪＴＢトラベランド　東京都中央区日本橋兜町五番一号　代表取締役　伊藤　正人

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社店　東京都中央区日本橋兜町五番一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月七日

四、当協会に預託した保証金等の額　二百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億五千万円及び二百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年五月二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社グランドワーク　株式会社グランドワーク　大阪府大阪市中央区天満橋京町一番一号京阪ビルディング四階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年五月二日

大阪府大阪市中央区天満橋京町一番一号京阪ビルディング四階　株式会社グランドワーク　代表取締役　廣瀬　圭子